

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び川崎市上下水道局サービス推進部給水装置課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和4年11月28日

法務省民事局商事課長

土 手 敏 行

川崎市上下水道局サービス推進部給水装置課長 江口 裕二

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及びひたちなか市（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和4年12月15日

法務省民事局商事課長

土 手 敏 行

ひたちなか市長

大 谷



合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び東京都水道局給水部（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和5年1月16日

法務省民事局商事課長

土 手 敏 行

東京都水道局給水部長

石 田 紀 彦

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び広島市都市整備局都市整備調整課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和5年1月19日

法 務 省 民 事 局 商 事 課 長 土手 敏行

広島市都市整備局都市整備調整課長 久波 一行

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び東京都福祉保健局高齢社会対策部（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和5年1月20日

法務省民事局商事課長

土 手 敏 行

東京都福祉保健局高齢者施策推進担当部長

花 本 由 紀

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び東京都福祉保健局少子社会対策部育成支援課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和5年1月20日

法務省民事局商事課長

土 手 敏 行

東京都福祉保健局少子社会対策部育成支援課長

榎 本 光 宏

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び和歌山県（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和5年1月27日

法務省民事局商事課長

土 手 敏 行

和歌山県総務部長

吉 村 顕

合 意 書

法務省民事局民事第二課（以下「甲」という。）及びひたちなか市（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

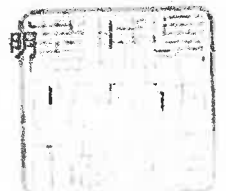
令和 5 年 1 月 30 日

法務省民事局民事第二課長

藤 田 正 人

ひたちなか市長

大 谷



合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び広島市健康福祉局保健部動物愛護センター（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和5年2月1日

法務省民事局商事課長

土 手 敏 行

広島市健康福祉局保健部

動物愛護センター所長

井 原 光 紀

合 意 書

法務省民事局民事第二課（以下「甲」という。）及び和歌山県（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和5年2月8日

法務省民事局民事第二課長

藤 田 正 人

和歌山県知事

岸 本 周 平

合 意 書

法務省民事局民事第二課（以下「甲」という。）及び広島市都市整備局都市整備調整課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて

て、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。

2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。

3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。

4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。

一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。

二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。

三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和5年2月17日

法 務 省 民 事 局 第 二 課 長 藤田 正人

広島市都市整備局都市整備調整課長 久波 一行

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び東京都都市整備局市街地建築部建設業課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和5年3月6日

法務省民事局商事課長

土手 敏行

東京都都市整備局市街地建築部建設業課長

吉澤 真由美

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び東京都産業労働局商工部創業支援課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和5年5月23日

法務省民事局商事課長

土 手 敏 行

東京都産業労働局商工部創業支援課長

三 角 知 恵 人

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び東京都産業労働局農林水産部農業振興課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和5年5月25日

法務省民事局商事課長

土 手 敏 行

東京都産業労働局農林水産部農業振興課長

渋谷 圭 助

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び東京都産業労働局商工部地域産業振興課大型店環境調整担当（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和5年6月12日

法務省民事局商事課長

土 手 敏 行

東京都産業労働局商工部地域産業振興課

大型店環境調整担当課長 須 藤 真 一

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び東京都福祉保健局高齢社会対策部（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和5年5月16日

法務省民事局商事課長

土 手 敏 行

東京都福祉保健局高齢社会対策推進担当部長

梶 野 京 子

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び東京都健康安全研究センター広域監視部薬事監視指導課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和5年10月10日

法務省民事局商事課長

土 手 敏 行

東京都健康安全研究センター広域監視部薬事監視指導課長

山本 毅

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び独立行政法人中小企業基盤整備機構共済事業推進部共済事業企画課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年2月1日

法務省民事局商事課長

土 手 敏 行

独立行政法人中小企業基盤整備機構共済事業推進部共済事業企画課長

井 上 毅 彦

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び川崎市役所経済労働局農業振興課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年6月6日

法務省民事局商事課長

田 中 普

川崎市役所経済労働局農業振興課長

川 口 愛

合 意 書

法務省民事局民事第二課（以下「甲」という。）及び川崎市役所経済労働局農業振興課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年6月6日

法務省民事局民事第二課長

大 谷 太

川崎市役所経済労働局農業振興課長

川 口 愛

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び東京都多摩立川保健所生活環境安全課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年6月10日

法務省民事局商事課長

田 中 普

東京都多摩立川保健所生活環境安全課長

伊 藤 皓 子

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び川崎市市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年6月10日

法務省民事局商事課長

田 中 普

川崎市市民文化局

コミュニティ推進部市民活動推進課

大 西 哲 史

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び川崎市経済労働局観光・地域活力推進部観光プロモーション推進担当（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年6月11日

法務省民事局商事課長

田 中 普

川崎市経済労働局観光・地域活力推進部観光プロモーション推進担当課長

森 雅之

合 意 書

法務省民事局民事第二課（以下「甲」という。）及び川崎市経済労働局観光・地域活力推進部観光プロモーション推進担当（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年6月11日

法務省民事局民事第二課長

大 谷 太

川崎市経済労働局観光・地域活力推進部観光プロモーション推進担当課長

森 雅之

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び川崎市経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年6月11日

法務省民事局商事課長

田 中 普

川崎市経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当課長

池田 昌弘

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び川崎市経済労働局農地課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年6月11日

法務省民事局商事課長

田 中 普

川崎市経済労働局農地課長

井 上 久 子

合 意 書

法務省民事局民事第二課（以下「甲」という。）及び川崎市経済労働局農地課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年6月11日

法務省民事局民事第二課長

大 谷 太

川崎市経済労働局農地課長

井 上 久 子

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び川崎市農業委員会事務局（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年6月11日

法務省民事局商事課長 田 中 普

川崎市農業委員会事務局長 井 上 久 子

合 意 書

法務省民事局民事第二課（以下「甲」という。）及び川崎市農業委員会事務局（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年6月11日

法務省民事局民事第二課長

大 谷 太

川崎市農業委員会事務局長

井 上 久 子

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び川崎市健康福祉局保健医療政策部生活衛生担当（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年6月12日

法務省民事局商事課長 田 中 普

川崎市健康福祉局保健医療政策部
生活衛生担当課長 高 橋 三 恵 子

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び川崎市健康福祉局保健医療政策部生活衛生担当（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年6月12日

法務省民事局商事課長 田 中 普

川崎市健康福祉局保健医療政策部
生活衛生担当課長 高 橋 三 恵 子

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び川崎市環境局環境対策部環境保全課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年6月12日

法務省民事局商事課長

田 中 普

川崎市環境局環境対策部環境保全課長

加 藤 之 房

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び川崎市健康福祉局保健医療政策部医事・薬事担当（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年6月12日

法務省民事局商事課長 田 中 普

川崎市健康福祉局保健医療政策部
医事・薬事担当課長 田 中 治 己

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び東京都保健医療局南多摩保健所生活環境安全課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年6月20日

法務省民事局商事課長

田 中 晋

東京都保健医療局南多摩保健所生活環境安全課長 阿 部 朋 弘

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び東京都保健医療局多摩小平保健所生活環境安全課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年6月20日

法務省民事局商事課長

田 中 晋

東京都保健医療局多摩小平保健所生活環境安全課長 松 本 周

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び東京都多摩府中保健所生活環境安全課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年7月29日

法務省民事局商事課長

田 中 普

東京都多摩府中保健所生活環境安全課長

平 井 正 博

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び大分県商工観光労働部工業振興課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年8月15日

法務省民事局商事課長

田 中 普

大分県商工観光労働部工業振興課長

金 子 成 人

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び大分県生活環境部循環社会推進課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年8月26日

法務省民事局商事課長 田中 普

大分県生活環境部
循環社会推進課長 北村 雅子

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び大分県生活環境部県民生活・男女共同参画課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年8月26日

法務省民事局商事課長 田 中 普

大分県生活環境部県民生活・男女共同参画課長
木 内 直 道

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び大分県商工観光労働部観光局観光政策課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年8月26日

法務省民事局商事課長

田 中 普

大分県商工観光労働部

観光局観光政策課

相 本 健 二

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び横浜市みどり環境局公園緑地部公園緑地管理課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年8月30日

法務省民事局商事課長

田 中 普

横浜市みどり環境局開発調整担当課長

中 島 高 志

合 意 書

法務省民事局民事第二課（以下「甲」という。）及び横浜市みどり環境局公園緑地部公園緑地管理課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年8月30日

法務省民事局民事第二課長

大 谷 太

横浜市みどり環境局開発調整担当課長

中 島 高 志

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び宮城県総務部私学・公益法人課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年8月30日

法務省民事局商事課長

田 中 普

宮城県総務部私学・公益法人課長

伊 藤 哲 也

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び横浜市戸塚福祉保健センター生活衛生課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年9月3日

法務省民事局商事課長

田 中 普

横浜市戸塚福祉保健センター生活衛生課長

齋 藤 耕 治

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び横浜市医療局健康安全部動物愛護センター（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年9月4日

法務省民事局商事課長

田 中 普

横浜市医療局健康安全部動物愛護センター長

私 市 正 利

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び横浜市磯子福祉保健センター生活衛生課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年9月4日

法務省民事局商事課長

田 中 普

横浜市磯子福祉保健センター生活衛生課長

古 家 浩 一

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び横浜市栄福祉保健センター生活衛生課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年9月4日

法務省民事局商事課長

田 中 普

横浜市栄福祉保健センター生活衛生課長

松 木 諭 和

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び横浜市金沢福祉保健センター生活衛生課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年9月4日

法務省民事局商事課長

田 中 普

横浜市金沢福祉保健センター生活衛生課長

河 野 誠

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び横浜市港南福祉保健センター生活衛生課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年9月4日

法務省民事局商事課長

田 中 普

横浜市港南福祉保健センター生活衛生課長

荒 木 こだち

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び横浜市港北福祉保健センター生活衛生課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年9月4日

法務省民事局商事課長

田 中 普

横浜市港北福祉保健センター生活衛生課長

佐 藤 宏 士

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び横浜市神奈川福祉保健センター生活衛生課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年9月4日

法務省民事局商事課長

田 中 普

横浜市神奈川福祉保健センター生活衛生課長

梅 田 宏 子

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び横浜市瀬谷福祉保健センター生活衛生課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年9月4日

法務省民事局商事課長

田 中 普

横浜市瀬谷福祉保健センター生活衛生課長

坂 井 暁 子

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び横浜市西福祉保健センター生活衛生課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年9月4日

法務省民事局商事課長

田 中 普

横浜市西福祉保健センター生活衛生課長

古 厩 忠 良

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び横浜市青葉福祉保健センター生活衛生課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年9月4日

法務省民事局商事課長

田 中 普

横浜市青葉福祉保健センター生活衛生課長

佐 藤 吏 里

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び横浜市泉福祉保健センター生活衛生課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年9月4日

法務省民事局商事課長

田 中 普

横浜市泉福祉保健センター生活衛生課長

村 上 哲 治

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び横浜市中央卸売市場本場食品衛生検査所（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年9月4日

法務省民事局商事課長

田 中 普

横浜市中央卸売市場本場食品衛生検査所長

毛 利 一 也

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び横浜市中福祉保健センター生活衛生課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年9月4日

法務省民事局商事課長

田 中 普

横浜市中福祉保健センター生活衛生課長

坂 井 雄 太

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び横浜市鶴見福祉保健センター生活衛生課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年9月4日

法務省民事局商事課長

田 中 普

横浜市鶴見福祉保健センター生活衛生課長

内 田 憲 志

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び横浜市都筑福祉保健センター生活衛生課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年9月4日

法務省民事局商事課長

田 中 普

横浜市都筑福祉保健センター生活衛生課長

岸 邦 彦

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び横浜市南福祉保健センター生活衛生課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年9月4日

法務省民事局商事課長

田 中 普

横浜市南福祉保健センター生活衛生課長

相 田 剛

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び横浜市保土ヶ谷福祉保健センター生活衛生課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年9月4日

法務省民事局商事課長

田 中 普

横浜市保土ヶ谷福祉保健センター生活衛生課長

川 崎 俊 明

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び横浜市旭福祉保健センター生活衛生課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和6年9月4日

法務省民事局商事課長

田 中 普

横浜市旭福祉保健センター生活衛生課長

中 条 圭 伺

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び横浜市緑福祉保健センター生活衛生課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年9月4日

法務省民事局商事課長

田 中 普

横浜市緑福祉保健センター生活衛生課長

田 中 伸 子

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び横浜市水道局給水維持課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年9月6日

法務省民事局商事課長

田 中 普

横浜市水道局給水維持課長

浅 岡 祥 吾

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び兵庫県環境部環境整備課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年9月20日

法務省民事局商事課長

田 中 普

兵庫県環境部環境整備課長

高 原 伸 児

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び東京都生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年9月26日

法務省民事局商事課長 田 中 普

東京都生活文化スポーツ局
都民生活部管理法人課長 武 田 真 吾

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び大阪府商工労働部中小企業支援室（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年9月26日

法務省民事局商事課長

田 中 普

大阪府商工労働部中小企業支援室

元 木 一 典

合 意 書

法務省民事局民事第二課（以下「甲」という。）及び大阪府商工労働部中小企業支援室（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年9月26日

法務省民事局民事第二課長

大 谷 太

大阪府商工労働部中小企業支援室

元 木 一 典

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び兵庫県産業労働部地域産業立地課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年9月26日

法務省民事局商事課長

田 中 普

兵庫県産業労働部地域産業立地課長

松 木 保 博

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び大阪府都市整備部住宅建築局居住企画課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年9月27日

法 務 省 民 事 局 商 事 課 長

田 中 普

大阪府都市整備部住宅建築局居住企画課長

遠 藤 望

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び兵庫県まちづくり部住宅政策課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年9月27日

法務省民事局商事課長

田 中 普

兵庫県まちづくり部住宅政策課長

林 倫 子

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び愛知県福祉局高齢福祉課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年10月3日

法務省民事局商事課長

田 中 普

愛知県福祉局高齢福祉課長

櫻 井 敬 三

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び宮城県環境生活部環境政策課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年10月7日

法務省民事局商事課長

田 中 普

宮城県環境生活部環境政策課長

鈴木 智 子

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び青森県（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年10月7日

法務省民事局商事課長

田 中 普

青森県知事

宮 下 宗一郎

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び大阪府府民文化部府民文化総務課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年10月10日

法務省民事局商事課長

田 中 普

大阪府府民文化部府民文化総務課長

山 田 祐 美 世

合 意 書

法務省民事局民事第二課（以下「甲」という。）及び大阪府府民文化部府民文化総務課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があつたときは、誠実に対応するものとする。

令和6年10月10日

法務省民事局民事第二課長

大 谷 太

大阪府府民文化部府民文化総務課長

山 田 祐 美 世

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び東京都産業労働局観光部振興課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年10月11日

法務省民事局商事課長 田 中 普

東京都産業労働局観光部
地域振興担当課長 門 井 淳

合 意 書

法務省民事局民事第二課（以下「甲」という。）及び東京都産業労働局観光部振興課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年10月11日

法務省民事局民事第二課長

大 谷 太

東京都産業労働局観光部

地域振興担当課長

門 井 淳

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び大阪府環境農林水産部循環型社会推進室産業廃棄物指導課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年10月11日

法務省民事局商事課長

田 中 普

大阪府環境農林水産部循環型社会推進室室長

金 丸 忠 司

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び広島市水道局技術部給水課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年10月11日

法務省民事局商事課長

土 手 敏 行

広島市水道局技術部給水課長

岡 田 淳

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び神戸市健康局環境衛生課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年10月15日

法務省民事局商事課長

田 中 普

神戸市健康局環境衛生課長

木 村 知 紀

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び東京都保健医療局健康安全部環境保健衛生課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年10月18日

法務省民事局商事課長

田 中 普

東京都保健医療局健康安全部環境保健衛生課長

鮫 島 弘 尚

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び愛知県防災安全局防災部消防保安課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことにより起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年10月23日

法務省民事局商事課長

田 中 普

愛知県防災安全局防災部消防保安課長

大 石 英 岐

合 意 書

法務省民事局商事課（以下「甲」という。）及び滋賀県琵琶湖環境部環境政策課（以下「乙」という。）は、登記情報連携システムを用いた登記情報の提供に当たって、次のとおり合意した。

記

- 1 乙は、申請等をする者に係る登記事項証明書であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請に際し添付することが規定されているものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合において、当該情報を当該申請等に関する他の法令に規定する事務以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。
- 2 上記1の目的を達成するため、乙は、甲に対し、提供を受けた情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関するセキュリティポリシーを提示する。セキュリティポリシーを変更したときも同様とする。
- 3 乙は、提供された情報等を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。
- 4 登記情報連携システムを使用して取得した情報の適切な管理のための要請等については、次のとおりとする。
 - 一 甲は乙に対し、登記情報連携システムを使用して取得した情報等の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。
 - 二 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、当該情報等の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
 - 三 乙は、甲に対し、一の求め又は二の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

令和6年11月18日

法務省民事局商事課長

田 中 普

滋賀県琵琶湖環境部環境政策課長

辻 勝 郎